

Title	島原の乱における渡辺小左衛門口書
Sub Title	Written confession by Watanabe Kozaemon (渡辺小左衛門) regarding the Shimabara Rebellion (島原の乱)
Author	鶴田, 倉造 (Tsuruta, Kurazo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1987
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.57, No.1 (1987. 5) ,p.99- 105
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19870500-0099

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

島原の乱における渡辺小左衛門口書

鶴田倉造

まえがき

渡辺小左衛門は天草四郎の姉婿に当る人物で大矢野の大庄屋であった。細川家の記録『綿考揖録』には「天草大矢野切支丹の大將」又は「きりしたん二千の大將分」等ともあり、父の渡辺伝兵衛や四郎父益田甚兵衛等と共に実質的な乱の企画者の一人であったと思われる。又四郎を天人のように言いふらしたのも小左衛門だとあり、乱における四郎かつぎ出しの張本人と思われる。

しかし乱の発端に当り、寛永一四年（一六三七）一月二十九日、宇土町はずれ江部村にいた四郎の母姉等を連れだす為郡浦（宇土郡三角町）に渡り、翌三〇日細川家士に召捕られてしまった。又それがきっかけになって江

部村にいた四郎母姉等一同も捕えられ共に熊本に送られた。小左衛門等に対しては熊本で数度の吟味が行なわれたが、翌年一月一八日には上使松平信綱・戸田氏鉄の命により原城外に召よせられ重ねて取調べが行なわれた。一月二五日付の口書(四)(五)が『細川家譜』の外徳川家から東大に進献されたという『島原記』にも納められているのはその為である。

その後彼等を使って原城内に降伏勧告が行なわれた事は一般にもよく知られている。後一旦熊本に帰えされ、二月二八日原城落去に際し再び高来に送られ、三月六日処刑の上原城外に晒された。

渡辺小左衛門の口書は原城から脱出しようとして捕えられた山田右衛門佐の口書と共に数少ない一揆方の事情

を伝える貴重な史料であるが皮肉な事に兩人の立場は全く逆である。

ただ前述の通り彼が一揆方の中心人物の一人であった為にその口書がどこまで信用出来るかは検討を要する所で、その点さえ考慮すれば貴重な史料になり得る事に変わりはない。

本稿は熊本県立図書館蔵末刊本『綿考揖録』によったが、前記の通り永青文庫の『細川家譜』にも同文のものがある。さらに(四)(五)は『島原記』(改訂史籍収覧)外諸書にもあるが、殊に(四)は、細川家の記録の方は一部省略があるので『島原記』の方をとった。なお標題・間註は筆者がつけた。

口書(一) 小左衛門口上の覚(一四、一一、一)

一、今度嶋原の切支丹起り申候事ハ 嶋原の内ひのへと申在所ニ古キすその破申たる御影御座候由 内々表具など仕度と存候得共 不罷成候処 此廿日中以前ニ人も不存ニ俄ニ新ひやうぐ出来申ニ付驚申候 是をあたりの者聞付大勢参拜ミ申候 加様なる不思議有之内ニベヤトガスバル(談議)と申ものだんぎなどとき不思議を申候を 彼所の御代官御聞被成御しばり被成候 此意趣をおこり申候事

一、十月廿七八日の頃 天草の切支丹起申候儀ハ 右嶋原領ニきりしたんの不思議ども御座候を承及 拜ミ可申と申大矢野と申在所の内ゆ嶋と申所の者とも六人嶋原へ船ニ而参候処ニ 天狗まを(お脱か)なし六人の内三人ころし申候 残三人ハゆ嶋へ戻申候 其後大矢野の百姓とも四五十人斗私召連すも(橋本)とに被居候石原太郎左衛門殿と申仁の所へ参申候ハ 嶋原方々江不思議成儀とも出来仕候 然ハ我々共も不残きりしたんに立帰申由申候而 それがおこり申候事

一、大矢野ニ有之候浄土寺やけ申候事ハ百姓共ハやき不申候 十月廿六日之三番鳥の時分仏檀がやけ上り申候家のちかくニ在之候垣又ハうへ木など少もいたみ不申候事

一、右の浄土寺の住持 彼切支丹の内七郎兵衛と申者ニ被申候ハ是非とも切支丹ニなし候てくれ候得と頼被申候ニ付而さつけ申候 彼坊主は石原太郎左衛門所へ今に留置被申候事

一、上津浦・下津浦・筋・赤崎と申所の寺 其外宮共地やき仕候事

一、村々にのほりを立くる(十字架)すを立申候事

一、天草の内三角のせと(本戸)ほんどのせと迄 老万式千石

程ハ大かた切支丹ニ成申候事

一、大矢野の切支丹共申候ハ 肥後国ノ人数を被出御討果可被成と申候間 左候ハ、ならずながら伐死可仕由申候事

一、肥後国ノ番船御出し候由申候間 見に出申候ヘハ番船も無之ニ付 郡浦迄参申候事

一、嶋原之様子を大矢野ニ而申出候ものハ 大矢野の内ゆ嶋の清左衛門と申者申出候事

一、肥後国宇土郡浦の内多べ村の甚兵衛・四郎と申もの親子にて天草にてきりしたんひろめ申候哉と御尋被成候 少も左様にては無御座候 四郎ハ今ほとひせん瘡(藏々)を煩天草の内ぞうく村と申所ニ居申候 以上

丑十一月朔

三人

口書(一) 渡辺小左衛門口書(一四、一一、一二)

重而御尋ニ付申上候事

一、我等儀 甚兵衛妻子迎ニ参候由 度々御不審被成亦天草ノ証拠御座候間 有躰ニ可申上候通被仰聞候 さらく左様ニ而ハ無御座候 其段右ノ申上候 甚兵衛家内迎ニ参候得ハ 此中彼是御尋被成候ニ 何とて偽を可申上候哉 存候通 後生ニかけ有躰ニ申上候 郡浦ニ則舟ニ乗参候 又右ノ談合仕ると申儀者無御座

島原の乱における渡辺小左衛門口書

候 天草ノ之証拠と被仰候ハ誰々可申上候哉 其段ゆめく存当不申候事

一、四郎・甚兵衛天草ニ而法をひろめ申由被仰聞候 是も私居申内ハ法ひろめ申との儀ハ無御座候 高来ノ四郎殿と申来きとくを申 其上かねく物を書 悴ニハふしきと存 扱ハきとく成人と皆く存候 私罷出候後ニハいか様之儀甚兵衛・四郎可申候哉 兎角天草にて法を広メ申候ハ七郎兵衛と申者大矢野の内上村ニ居申候 此儀ハ少もかくし申儀ニ而無御座候

一、甚兵衛・四郎長崎ヘ可参かと御尋候 左様ニ而ハ有御座間敷候 事ニより高来ヘハ可被参かと存候 其子細ハ口の津之者共参付居申候間 此段ハ無心元奉存候事

一、甚兵衛・四郎被罷帰候儀 私親伝兵衛ハ同心仕由被仰聞候 残者共返し不申候由 定而三人庄屋与右衛門・二郎右衛門・次右衛門此者共戻し申間敷かと奉存候事 右の通 少も不残申上候 扱々手前ニ隠置不入儀(要)と奉存候 何とそ右兩人被召帰御引合被成候ヘかし 私偽にてハ無御座候段はらし申度候 此上ハいか様ニ被仰付候とても可申様無御座候 以上

寛永十四年十一月十二日

渡辺小左衛門 判

町 市 丞 殿

服部左次兵衛殿

口書(三) 大矢野小左衛門口書(一四、一二、一九)

御尋ニ付申上候覚

一、大矢野かねて明退可申はつにてハ無御座候事

一、城かまへ仕事も小左衛門居申内ハ何共ひやうぢやう

無御座候事

一、大矢野にて物の頭も可仕候 伝兵衛・甚兵衛・七左

衛門其外庄屋与右衛門・次右衛門・次郎左衛門、くす

し玄察何も頭百姓共にて可有御座と存候事

一、大矢野人数男女千三百ほと可有御座候事

一、四郎事嶋原へ参候へハ定而大将分ニとりもち可申か

と存候事

一、嶋原大将分ハ三吉と申者の由承及候 私見申たる事

無御座候事

一、上津浦之儀近辺共ニ八ヶ村人数男女弐千四五百程可

有御座候内 用ニ立可申者八九百も可有御座かと奉存

候 とうどり可仕ハ多分庄屋共にて可有御座と存 七

右衛門・喜兵衛・次兵衛など申者にて候事

一、嶋原中惣人数四万四千程御座候由承候内 てきに成

申候者共男女ニ弐万四五千も可有御座と存候事

一、口ノ津とうとり五郎作と申者にて可有御座候 此五

郎作右ニも如申上候 大矢野へも参四郎と知る人ニ成

申候事

一、有馬ニ而ハとうとり三吉と申者ニ而御座候由承候

其外庄屋にて可有御座候牢人ニハ 此前加藤与左衛門

殿ニ居申候神山源太夫と申仁 有馬の内次川ニ居申

今度切支丹ニ成候由承候 これらも万事とう取可仕様

ニ存候 其外ニも浪人可有御座候へ共私存不申候事

一、有馬はるの城前かとを拵立籠り可申筈とハ不承候

突俄の事ニ而可有御座かと存候事

一、天草の嶋中ニ男女弐万五千の人数御座候由内々承及

申候 此内志岐・大江・高浜・さしのつ・河内浦此四

ヶ村ニころびきりしたん男女ニ五六千も御座可有候

是等今度きりしたんニ起り申候哉 我等事早ク此方へ

参候間然々存不申候

右申上候処 私存分の通如此御座候 私此地へ罷越跡之

儀ハ奉存不申候 以上

寛永十四年十二月十九日

天草の内大矢野

小左衛門 判

服部左次兵衛殿

須佐美権丞殿

口書(四) 大矢野村小左衛門口書の写(一五、一、二五)

御尋に付申上候覚

一、天草一揆起申儀は 島原発起之後にて御座候 島原有馬之内谷川村之三吉と申者 去年十月頃 切支丹之礼儀を仕 法を弘め申候様子 島原へ相聞申に付 島原より彼三吉可被擲捕と被成候得共 切支丹之宗により寄持御座候て不罷成候に付 有馬表不残切支丹に罷成候 然処に十月廿六日に 島原衆被寄軍被仕候処に 島原衆打負 城下町迄不残焼払申候通 寺沢兵庫頭殿 領 天草之内上津浦之者同領分湯島へ参り承届 扱々尊き儀と申候て上津浦之一揆起申由にて 大矢野之者も湯島より島原の様子承届申候間御代官衆へ申理 切支丹に立帰可申と存 十月廿七日に上津浦まで参候処に其時より上津浦へ発申に付 私共返申間敷候由申候間切支丹に立帰申段 御代官に理に参候由申候得は 扱ハ左様に候哉と無別儀御座候 則御代官石原太郎左衛門殿へ参 切支丹に立帰申通申届同日罷帰 大矢野一同に宗旨に立帰申候事

一、一揆候前 四郎天草へ参候儀は十月十日頃と覚申候

島原の乱における渡辺小左衛門口書

大矢野之内越浦の太郎助と申候者之所に参候 其時

分ハ私ハ宿に不被居候島原之儀出来仕候後 越浦より

藏之村親類伝兵衛所へ参候も子細与四郎伯父惣右衛門

と申者 藏之村に罷居申候も 其上四郎姉は我等弟左

太郎女房にて御座候故 右之仕合にて御座候 惣て四

郎天草へ前後三度ならてハ不参候事

一、四郎島原へ切々参候儀終に不承候 四郎親甚兵衛申

候ハ 島原町に伝右衛門と申者御座候 是ハ甚兵衛姪

聳之由物語に仕候事

一、四郎奉公致候得と親甚兵衛私とも申候得は 十五六

の内ハ我身自由に仕候事不罷成候間 時分を以奉公可

仕候由申候 是ハ何と合点不参候事

一、私小兵衛被召捕候様子ハ 島原切支丹之起十月廿五

日之頃 軍御座候て 其様子廿六日に口の津五郎作と

申者湯島へ参 所之者同前に我等親伝兵衛藏之村に居

申候 左候得ハ四郎も好み御座候に付彼藏之村へ罷居

申候得は 五郎作湯島之清左衛門六七人罷越 高来に

は面白様子出来 四郎殿を取持申由申越候 何とて油

断候急ぎ渡海仕候得と申候に付 十月廿七日柄本へ罷

越御代官へ大矢野皆々切支丹に立戻り申候由申候 廿

八日ハ肥後国より天草を御踏つふし被成候由被沙汰申

候付 藏^(タ)之より三角へ一兩人遣し見申候へハ 早舟も

無之 左様成体も見へ不申候 夜中にて御座候間知れ

不申由申に付 定て然々様子不承物と存候 我等小兵

衛実正其通にて御座候哉 去とてハ加様成様子見届ケ

不申事浅間敷と我々廿九日の朝罷渡候 然処へ我々申

候ハ 郡浦彦左衛門と申庄屋に少用所候て逢申度よ

し申候て 毎^(前)の越へ船を付申候へハ 御法度にて御座

候間舟津浦へ舟を着ケ申候得と申候に付 船津浦へ参

候 左様に候得ハ小兵衛太兵衛罷上り庄屋へ逢申度由

申候得共 庄屋留守にて 其所へ鉄炮を持年頃三十計

五十計の男二人参御法度にて候間 先々留り候得 様

子庄屋に可申候由申候に付罷居申候処に 早速宇出^(主)郡

奉行衆被成御座候 我々に被仰候ハ何とて参候をや御

尋に付 右之様子申候得ハ 天草を留置 如何ニ候得

者惣御奉行衆へ申其後御意次第に可仕旨被仰 志ばし

御留被召置候所に 侍衆数多御出候て 我等に繩を掛

候得と被仰候間則繩を掛け 熊本へ参候 其後跡之様

子不存申候事 以上

寛永十五年正月廿五日

天草之内大矢野庄屋

小左衛門 判

乃美市郎兵衛殿

町市之丞殿

口書(五) 四郎母并大矢野小左衛門口書(一五、一、二五)

覚

一、四郎母申候事 四郎時貞年ハ十六歳 九ツノ年ヨリ

手習三年仕候 学問五六年程仕候、四郎長崎へ節々参

学問 京大坂へハ不参候 四郎九月晦日に大矢野へ参

候而宿ハ小左衛門弟所ニ罷在候 小左衛門弟ハ四郎姉

聳ニ而御座候

一、四郎親ハ十月九日肥後ノ宇土ガ迎ニ参候へ共小疹相

煩申候由ニ而不参候 親も一所ニ罷在帰り不申候 四

郎父祖も大矢野ニ在之候

一、小左衛門申口之事 医師の玄札年廿八加藤与左衛門

家老上田孫太夫年卅七八 大膳年五十是等ハ松倉長門

守家中ニ而出入仕候時退候上津浦ニ有之事 助兵衛年

四十斗右ノ大膳親類ニ而同時ニ退大浦ニ有之事

一、平兵衛年五十七八 是ハ天草栖本譜代加藤肥後守ニ

数年奉公仕候時 幼少之間下川又左衛門と平兵衛ハ万

端申付置候 成人仕候而近年退申 十年以前ガ柳と申

所ニ罷在候 定而今度可致籠城候事

一、一向坊主 是ハ広島浪人の子ニ而上津浦ニ罷在候事

一、喜兵衛年五十斗七左衛門廿七八 七兵衛六十 右三人上津浦の庄屋にて候事

一、弥兵衛年五十歳 小左衛門しうと庄屋にて御座候事

七左衛門事年五十歳 是ハ大矢野庄屋と親類故罷在

候 監物是ハ有江村ニ罷在候 此子先年宗門故ニ相果

候右ノ奉公人

一、善右衛門是ハ高木郡ノ者(采)す川ニ罷在候 甚兵衛是ハ

四郎大夫時貞父 右小西撰津守奉公人の芦塚忠右衛門

五十小川村太郎左衛門六十程 以上

寛永十五年正月

乃美市郎兵衛

町 市之允